



寒川町議会基本条例(案)

寒川町自治基本条例に基づくパブリックコメント
(町民意見の公募)

(意見募集期間)

令和6年1月30日(火曜日) ~ 3月19日(火曜日)

パブリックコメントの募集

寒川町議会基本条例(案)に対する、みなさまのご意見をお待ちしています。

寒川町議会基本条例の制定に向けての

パブリックコメントとは?

寒川町議会は、これまで町民から直接選挙で選ばれた議員と町長とで構成された二元代表制のもとで、相互に対等で緊張ある関係を保ちつつ、身近な民主主義の実現や町民の福祉向上のため、町民の負託に応える活動を行ってきました。

近年では地方分権の時代を迎え、地方自治体の権限拡充が進展しており、寒川町議会はこれまで以上にその責務を果たすことが求められていると考えます。

特に、寒川町議会は、先人が築き上げてきた歴史、文化や多様な地域資源などの特性を重視し、町域の課題の把握とそこに暮らす町民の様々な意見の反映に努め、議員間の自由な討議を展開しながら、政策立案及び政策提言を積極的に行わなければなりません。

これまで積み重ねてきた取り組みを確実なものとするために、議会及び議員の使命、役割及び責務を自覚し、より一層町民の負託に応え、開かれた議会とすることを目指して、条例を制定する必要があると考えます。

条例の制定に向けて、広く町民の皆さまからご意見を伺うためパブリックコメントを実施します。

1

条例(案)作成



議会改革推進委員会にて協議・検討を重ね、寒川町議会基本条例(案)を作成

2

パブリックコメント



町民の皆さまからご意見を伺うため、パブリックコメントを実施

3

上程・議決・施行



パブリックコメントを受けて条例(案)の修正後、議会へ上程・議決・施行

寒川町議会基本条例（案）作成の背景

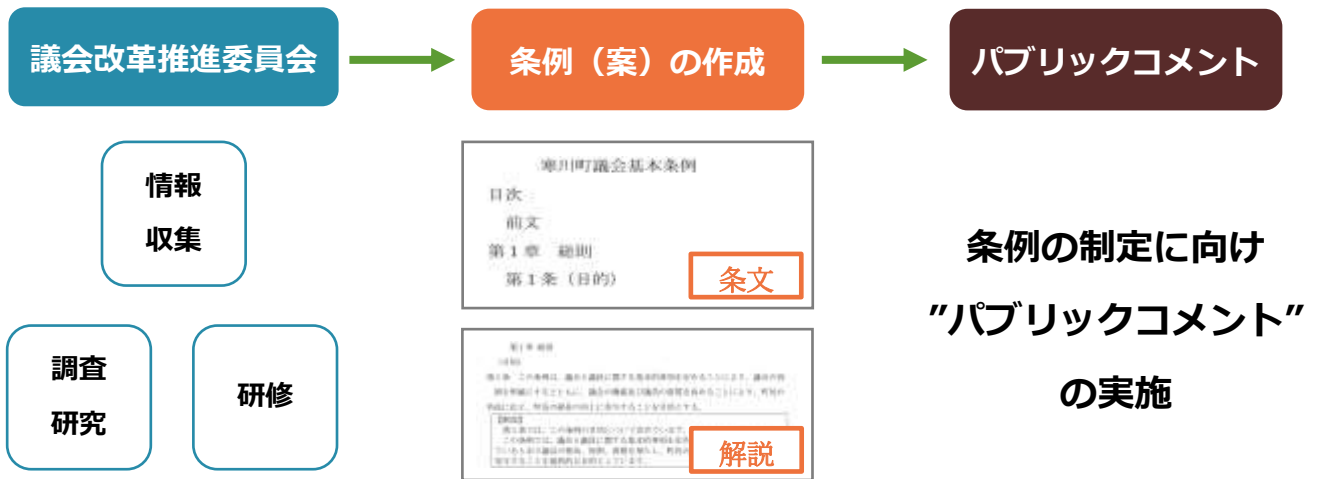
寒川町議会基本条例の素案は、町議会議員で構成する「議会改革推進委員会」及び「寒川町議会」において作成しました。

地方分権時代にふさわしい議会のあり方や議会の基本理念を検討し、議会基本条例の制定に向けた取り組みを進めるため、議会改革推進委員会において、本年1月までの3年間、26回にわたる協議・検討を進め、寒川町議会基本条例（案）を作成しました。

議会改革推進委員会の設置

3年間 26回にわたる

協議と検討

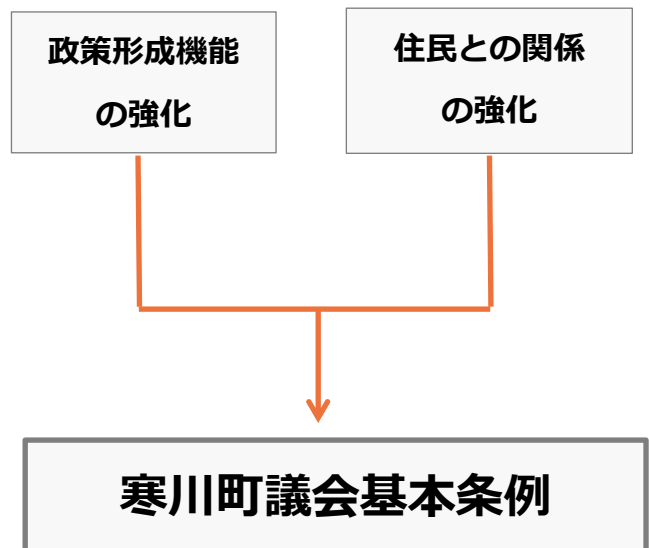


なぜ寒川町議会基本条例が必要なのか？

議会基本条例制定の動きは、全国的に「住民との関係の強化」と「政策形成機能の強化」の両面から進められてきました。

町議会は議員間討議に取り組み、議会から町へ政策を提言。また、議会懇談会（オープントーク Café）をはじめとした町民の意見の把握や、議会の見える化に取り組むなどの議会改革を進めています。

寒川町議会基本条例は、町の議会改革のこれまでの取り組みと成果を後戻りさせることなく確実にするためのものであり、これからも時代の流れにあった改革を継続するための決意でもあります。



政策形成機能の強化

- ・ 常任委員会ごとに議員間討議の結果を政策提言書として町に提出

住民との関係の強化

- ・ 議会懇談会など住民意見の把握
- ・ 議会の見える化への取り組み

条例のポイント

政策提言の推進

町民にとって議会基本条例を制定する最大のメリットは、町議会から町へ政策提言を行い、町長と町議会ともに知恵を絞り合うことで、「住みやすい町」の実現につながることで

- **情報通信技術の活用（条例案第 9 条）**

情報通信技術の積極的な活用を図る。

- **議会改革の推進（条例案第 10 条）**

議会機能の強化・向上を図る。

- **主権者教育の推進（条例案第 12 条）**

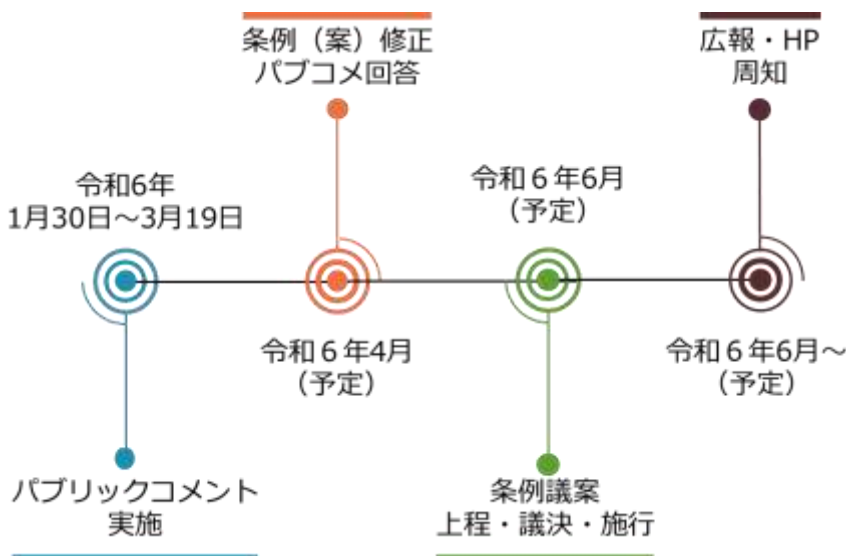
児童生徒に対して、主権者教育を推進する。

- **議会と町民の関係（条例案第 19 条）**

情報公開の徹底を図り、説明責任を十分に果たす。

町民の多様な意見を把握し、政策決定や町政へ適切に反映する。

今後のスケジュール



- **令和 6 年 1 月**

パブリックコメントの実施

- **令和 6 年 4 月**

パブリックコメント回答
条例(案)の修正

- **令和 6 年 6 月**

条例議案の上程、議決、施行

- **令和 6 年 6 月**

広報&ホームページで周知

⇒条例案について、町民の皆さんからのご意見を募集いたします。

資料の閲覧方法

「寒川町議会基本条例（案）」の資料は、寒川町のホームページからご覧いただけます。HP 内で 『 寒川町議会基本条例 』と検索。

二次元コードはこちら▶



※次の場所で資料を閲覧できます。

- ・役場本庁舎（2階情報公開コーナー、3階議会事務局窓口）
- ・シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館) ・北部文化福祉会館
- ・南部文化福祉会館 ・健康管理センター ・町民センターおよびセンター分室
- ・寒川総合図書館

ご意見の提出方法について

次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

- ① 郵 送：〒253-0196
寒川町 議会事務局総務担当
- ② F A X：0467-74-1115
- ③ メール：gikai@town.samukawa.
kanagawa.jp
- ④ 電子申請は、右の二次元コードから
- ⑤ 議会事務局へ持参又は各施設回収箱へ投函
受付：土日祝日・施設休館日を除く、
午前8時30分～午後5時



記入事項

別添の回答用紙の内容に沿ってご記入ください。メールによる回答など回答用紙を用いない場合は、ご住所等も含め、回答用紙と同内容を任意の様式でご記入ください。

募集期間

令和6年1月30日（火曜日）～3月19日（火曜日）

いただいたご意見について

お寄せいただいたご意見は、「寒川町議会基本条例（案）」の参考にさせていただくとともに、町議会の考え方と併せてホームページ上で公表いたします。個別の回答はいたしませんのでご了承ください。

また、ご意見の提出に際して取得したメールアドレス等の個人情報は、本パブリックコメント手続きに限り使用し「個人情報保護法」に従い適正に管理いたします。

お問合せ先

寒川町 議会事務局 総務担当
住 所 〒253-0196
寒川町宮山165番地
電 話 0467-74-1111
F A X 0467-74-1115

「高座」のころ。

高座郡さむかわ